

## コンベンション開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンベンション開催支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市において行う県外の参加者が参集する大会・集会等（以下「コンベンション」という。）の開催に要する経費を補助することにより、コンベンションの誘致を促進し、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 補助事業者が、次に掲げる条件をすべて満たす別表第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を実施する同表第2欄に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）に対して本補助金の額以上の間接補助金を交付する事業

ア 鳥取県以外の広域から参加者が参集するものであること。

イ 市内の宿泊施設に宿泊する県外在住の参加者の数（宿泊日数を乗じて得た延べ数とする。以下「延べ宿泊者数」という。）が、別表第4欄の範囲であること。

ウ 興業又は営利を目的としたものではないこと。

エ 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。

オ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(2) 補助事業者が行う前号に掲げる事業の宣伝及び事務処理に係る事業

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、前条第1号に掲げる事業にあつては間接補助事業の区分に応じ、それぞれ別表第3欄に掲げる経費（助成金等の特定財源を除く。以下「間接補助対象経費」という。）とし、同条第2号に掲げる事業にあつては当該事業に要する経費のうち、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、広告費、雑役務費その他市長が適当と認めた経費（以下「直接補助対象経費」という。）とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、第4条第1号に掲げる事業にあつては間接補助事業の区分に応じた間接補助対象経費に10分の10を乗じて得た額と別表第4欄に掲げる延べ宿泊者数に応じた同表第5欄に掲げる額とのいずれか低い方の額を、同条第2号に掲げる事業にあつては直接補助対象経費に10分の10を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(間接交付の条件)

第7条 補助事業者は、第4条第1号に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これら

の規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、第9条の2、第10条、第12条(ただし書を除く。)、第16条、第17条並びに第18条第1項及び第3項	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等の	間接補助事業の
	市長	補助事業者
	補助事業等を	間接補助事業を
	補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届(様式第4号)	補助事業者が定める届出書
	補助事業等が	間接補助事業が
	補助事業等完了届(様式第5号)	補助事業者が定める届出書
	補助事業等(補助金等が間接補助金等に係るものである場合にあっては、間接補助事業等。以下この条において同じ。)	間接補助事業
	補助事業等実績報告書(様式第7号)	補助事業者が定める報告書
第10条第2項の規定により補助事業等完了届の提出があったとき又は補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
  - (2) 本補助金の2割を超える減額
- (着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助金の交付)

第10条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(間接的な変更等の承認)

第11条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を定めるに当たっては、第8条に定める変更を定めてはならない。

(指示等の報告)

第12条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接

補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(鳥取市コンベンション開催補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取市コンベンション開催補助金交付要綱(平成15年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 延べ宿泊者数	5 上限額	6 備考	
コンベンション開催に係る事業	大会、会議、集会、研究会、学術会議、スポーツ大会その他一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の会長（以下「会長」という。）が認める事業	全国・西日本規模	次の条件を満たす団体とする。 （1）次のいずれにも該当しないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体 （2）当該事業実施に当たり、次のいずれからも他に補助金を受けないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	会場費、機材借上代、講師等招請費、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費、記念品代等	25人～49人	50,000円	第2欄の規定にかかわらず、公益財団法人とっとりコンベンションビューローが交付する感染症予防対策支援助成金を受けた者についても、補助対象とする。
					50人～99人	75,000円	
					100人以上	100,000円	
	企業コンベンション （企業が主催する研修、インセンティブ、スポーツ大会等の社内諸行事を行うもの）	中国・中四国規模			25人～49人	25,000円	
					50人～99人	37,500円	
					100人以上	50,000円	
					25～49人	50,000円	
					50人以上	75,000円	
					25人～49人	25,000円	
合宿（社会人・各種大学、学校等のクラブ・部・サークル・ゼミ等を行うもの）		50人以上	37,500円				
		25人～199人	25,000円	鳥取市の郷土芸能で、会長が認めるものに限る。			
		200人～999人	50,000円				
1,000人以上	75,000円						
参加者送迎に係る事業		次の各号のいずれかに該当するコンベンションの主催者とする。 （1）本補助金のコンベンション開催に係る事業の対象となるコンベンションであること。 （2）公益財団法人とっとりコンベンションビューローの定めるコンベンション開催助成金交付要綱の交付対象となるコンベンションであること。	交通費、出演者謝礼	25人～99人	25,000円	鳥取市内に営業所を置く会社の貸切バス等を利用し、次に掲げる区間の送迎に要する経費に限る。 ①最寄りの交通機関～会場又は宿舎 ②会場～会場又は宿舎 ③会場又は宿舎～視察先	
				100人～199人	50,000円		
				200人～999人	75,000円		
				1,000人以上	100,000円		